公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉市国際交流協会（以下「協会」という。）定款第１５条及び第３３条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（常勤役員の報酬）

第２条 常勤の役員に報酬を支給する。

２　前項の報酬の額は、月額300,000円とする。

（常勤役員の報酬の支給方法）

第３条 報酬の支給日は、毎月21日とする。その日が休日（祝日法による休日及び年末年始をいう。以下同じ。）、日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

２ 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

３　新たに常勤の役員となった者又はこの職を退職し、辞職し、若しくは解職された者の報酬は、その職に就任した日から又はその退職、辞職若しくは解職の日（死亡したときは、その月）までについて支給する。この場合において、任期満了によって退職した者が再び就任したときは、引き続き在職するものとみなす。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

（常勤役員の期末手当）

第４条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の別に応じて、次の表の支給日欄に定める日に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の220、を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間

におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満100分の30

３　前項の期末手当基礎額は、報酬月額に、100分の115を乗じて得た額とする。

（常勤役員の通勤手当）

第４条の２　常勤の役員に通勤手当を支給する。

２　前項の通勤手当の額は、公益財団法人千葉市国際交流協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第2項に規定する通勤手当と同一の額とする。

３　前項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。

（非常勤役員の報酬）

第５条 非常勤の役員（国の機関又は地方公共団体の職員として身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

２　非常勤の理事が理事会に出席したときの報酬の額は、その職務を行った日につき13,000円とする。

３　非常勤の監事の報酬の額は、1事業年度につき1,000,000円を超えない範囲で評議員会の決議によって定めるものとする。

（役員の旅費）

第６条 役員に旅費を支給することができる。

２　役員の旅費は、公益財団法人千葉市国際交流協会旅費規程（以下「旅費規程」という。）別表1 の1 等級に支給される旅費と同一の種類及び額とする。

３　前項に定めるもののほか、旅費の種類、額及び支給方法は、旅費規程の適用を受ける職員に支給される旅費の例に準ずる。

（評議員の報酬）

第７条 評議員（国の機関又は地方公共団体の職員として身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

２　評議員が評議員会に出席したときの報酬の額は、その職務を行った日につき13,000円とする。

（補則）

第８条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、公益財団法人千葉市国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成27年1月5日から施行する。

2　改正後の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。この場合において、平成26年12月に支給する期末手当は、改正後の役員報酬規程第４条第２項中「100分の212.5」とあるのは「100分の220」とする。

（期末手当の内払）

3　改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附　則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成27年12月21日から施行する。

2　改正後の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。この場合において、平成27年12月に支給する期末手当は、改正後の役員報酬規程第４条第２項中「100分の217.5」とあるのは「100分の222.5」とする。

（期末手当の内払）

3　改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

1　この規程は、平成28年12月8日から施行する。

2　改正後の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。この場合において、平成28年12月に支給する期末手当は、改正後の役員報酬規

程第４条第２項中「100分の222.5」とあるのは「100分の227.5」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

１　この規程は、平成29年12月15日から施行する。第4条の2の規程は平成30年4月1日から施行する。

２　改正後の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。この場合において、平成29年12月に支給する期末手当は、改正後の役員報酬規程第４条第２項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

２　改正後の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成30年12月１日から適用する。この場合において、平成30年12月に支給する期末手当は、改正後の役員報酬規程第４条第２項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公益財団法人千葉市国際交流協会役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

１　この規程は、令和２年３月30日から施行する。ただし、第４条第２項第１号の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和元年12月に支給する期末手当は、改正後の第４条第２項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

１　この規程は、令和２年12月７日から施行する。

２　令和２年12月に支給する期末手当は、改正後の第４条第２項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の220」とする。

附 則

（施行期日等）

１　この規程は、令和３年12月８日から施行する。

２　令和３年12月に支給する期末手当は、改正後の第４条第２項中「100分の215」とあるのは、「100分の207.5」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

１　この規程は、令和５年３月２７日から施行する。

２　令和４年12月に支給する期末手当は、改正後の第４条第２項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程による期末手当の内払とみなす。